

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第20号のつぶかご漁業につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
つぶかご漁業	白糠A海域	別記のとおり	毎年、4月1日から8月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 8隻)	10トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者
	白糠B海域	別記のとおり	毎年、6月1日から8月31日まで			
	限定海域	別記のとおり	同 上			
同 上	白糠A海域	別記のとおり	毎年、4月1日から8月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)	同 上	同 上
	白糠B海域	別記のとおり	毎年、6月1日から8月31日まで			
	限定海域	別記のとおり	毎年、1月1日から3月31日まで 及び 6月1日から8月31日まで			
同 上	限定海域	別記のとおり	毎年、1月1日から3月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 5隻)	同 上	同 上
同 上	釧路A海域	別記のとおり	毎年、4月1日から10月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 15隻)	同 上	同 上
	釧路B海域	別記のとおり	毎年、6月1日から8月31日まで			
同 上	昆布森・厚岸A海域	別記のとおり	毎年、3月1日から9月30日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 42隻)	同 上	同 上
	昆布森・厚岸B海域	別記のとおり	毎年、6月1日から8月31日まで			
同 上	浜中A海域	別記のとおり	毎年、3月1日から9月30日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 32隻)	同 上	同 上
	浜中B海域	別記のとおり	毎年、6月1日から8月31日まで			

別記 操業区域

1. 白糠A海域

浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、北緯42度59分48秒東経144度13分23秒（日本測地系：北緯4 2 度 5 9 分 3 9 秒東経1 4 4 度 1 3 分 3 8 秒） から162度00分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以北の海域

2. 白糠B海域

浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、北緯42度59分48秒東経144度13分23秒（日本測地系：北緯4 2 度 5 9 分 3 9 秒東経1 4 4 度 1 3 分 3 8 秒） から162度00分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以南の海域。ただし、3に定める限定海域を除く。

3. 限定海域

次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

点1 浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分25, 000メートルの点

点2 浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分30, 000メートルの点

点3 北緯42度59分48秒東経144度13分23秒（日本測地系：北緯4 2 度 5 9 分 3 9 秒東経1 4 4 度 1 3 分 3 8 秒） から162度00分29, 000メートルの点

点4 北緯42度59分48秒東経144度13分23秒（日本測地系：北緯4 2 度 5 9 分 3 9 秒東経1 4 4 度 1 3 分 3 8 秒） から162度00分23, 000メートルの点

点5 白糠町石炭岬から150度00分距岸21, 000メートルの点

4. 釧路A海域

北緯42度59分48秒東経144度13分23秒（日本測地系：北緯4 2 度 5 9 分 3 9 秒東経1 4 4 度 1 3 分 3 8 秒） から162度00分の線以東、釧路市と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以北の海域

5. 釧路B海域

北緯42度59分48秒東経144度13分23秒（日本測地系：北緯4 2 度 5 9 分 3 9 秒東経1 4 4 度 1 3 分 3 8 秒） から162度00分の線以東、釧路市と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以南の海域

6. 昆布森・厚岸A海域

釧路市と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東、厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以北の海域

7. 昆布森・厚岸B海域

釧路市と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東、厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以南の海域

8. 浜中A海域

厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東と、次の点を順次結び点3から162度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以北の海域

点1 浜中町と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点2 点1から179度26分100メートルの点

点3 点2から181度40分7, 000メートルの点

9. 浜中B海域

厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東と、次の点を順次結び点3から162度30分の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる禁止区域（沖合底びき網漁業禁止区域）の線以南の海域

点1 浜中町と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点2 点1から179度26分100メートルの点

点3 点2から181度40分7, 000メートルの点